

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市霊園内工事許可の申請	
根拠条例等・条項	堺市霊園条例施行規則（以下「規則」）第7条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. 墓碑その他の施設が、次の基準に従っているか。</p> <p>(1) 墓碑及びこれに類するものの高さが、盛土から2メートル以内であるか。ただし、芝生墓地については、地面から0.8メートル以内であるか。</p> <p>(2) 盛土の高さは0.6メートル以内、囲障の高さは1メートル以内であるか。</p> <p>(3) 区画の境界から1.5センチメートル以上の間隔を置いて、高さ1メートル以内の囲障を設置しているか。</p> <p>(4) 墓地の囲障の上部には、囲障以外のものを設置していないか。</p> <p>(5) 植栽は、常に高さ2メートル以内に整形できる樹種であって、隣地又は通路に支障を及ぼさないものであるか。 （規則第6条第2項第1号から第5号）</p> <p>2. 囲障の施工内容が、1区画を分割して2区画以上としていないか。</p> <p>3. 堺市霊園工事許可申請書、堺市霊園内工事設計書に使用許可証（写し可）を添えて申請しているか。</p> <p>4. 3の場合で使用者以外が墓碑を建立する場合は、申立書及び戸籍等関係書類を添付しているか。（使用权の転移は、承継以外認めていないため建立者により許可できない場合がある。）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	1日～7日
	標準処理期間を設定できない理由	